

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○救急医療機関の認定	(医療整備課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)	(農林水産経営支援課)	四
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	四
○保安林の指定の解除の予定(三件)	(森林整備課)	四
○道路の区域変更	(道路課)	五
○道路の供用開始	(同)	五
○海岸保全区域の変更指定	(港湾課)	五
○港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(同)	六
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	八
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(同)	八
○土地区画整理事業の換地処分の届出	(同)	八
○市街地再開発組合の設立の認可	(同)	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	九
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	九

ページ

### 公 告

○土地改良区役員の退任の届出	(北部地方振興事務所)	九
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(同)	一〇
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札及び落札者の決定の取消し	(契約課)	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(三件)	(同)	一一
○行政監査の結果の公表	(同)	一一
○石巻市蛇田中央土地区画整理事業に係る換地処分の指定通知の内容の公表(二件)	(同)	一一
○宮城県公報平成二六年号外第六号中	(同)	二八

## 告 示

○宮城県告示第二百四十一号  
(救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。  
平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
宮城病院	山元町高瀬字合戦原一〇〇	平成二十六年三月二十日	平成二十九年三月十日
登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下七四一	平成二十六年三月二十一日	平成二十九年三月二十日

○宮城県告示第二百四十二号  
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七二二〇二二二七	事業所の名称及び所在地 ケアステーションかすみ草 柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	事業者の名称又は氏名 株式会社かすみ草	指定年月日 平成二十六年一月一日
〇四七〇二〇二五二四	訪問介護事業所「湊」 石巻市大門町四丁目四番三十八号	有限会社さくらグリーン	平成二十六年二月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号 〇四六〇二九〇一五八	事業所の名称及び所在地 仁明会訪問看護ステーションみなど 石巻市伊原津二丁目一番二号	事業者の名称又は氏名 医療法人社団仁明会	指定年月日 平成二十六年二月一日
-------------------------	--	-------------------------	---------------------

三 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七二四〇〇六四七	事業所の名称及び所在地 さくらデイサービス 巨理郡山元町高瀬字合戦原五十四番地二	事業者の名称又は氏名 医療法人社団松村クリニク	指定年月日 平成二十六年一月一日
〇四七二八〇〇七二二	希望館デイサービスポコ・ア・ポコ 加美郡色麻町四電字瀧百十八番地二	希望館ポコ・ア・ポコ有限公司	平成二十六年一月一日
〇四七三六〇〇四六八	南三陸町デイサービスセンターとぐら 本吉郡南三陸町戸倉字坂本百十八番地一	社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会	平成二十六年一月十五日
〇四七〇二〇〇三三八	ヘルスケアショップばんぶ さん倶楽部 石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地	ばんぶさん株式会社	平成二十六年二月一日
〇四七〇二〇二五四〇	しらゆりデイサービスセンター 石巻市渡波字黄金浜百五十九番地十	合同会社レスポワール	平成二十六年二月一日
〇四七〇七〇〇九六四	ユースポ館腰デイサービス 名取市植松字錦田四十四番	株式会社ユースポーツライフ	平成二十六年二月一日

四 特定福祉用具販売

〇四七二一三〇一六九七	地の一 アイサロン湯治村 栗原市一迫一本杉五百二十番地八	有限会社くりはら健康センター	平成二十六年二月一日
〇四七〇二〇二五五七	あおぞらデイサービスセンター第Ⅱ 石巻市向陽町二丁目一番十五号	特定非営利活動法人あおぞら	平成二十六年二月十五日
〇四七〇七〇〇九七二	桜坂サロン 名取市相互台東一丁目六番十一号	ヒーロマイトリー株式会社	平成二十六年二月十五日
〇四七二一三〇一七〇五	アイサービス茶話本舗和み 新田沢亭 栗原市瀬峰新田沢百六十八番地	株式会社ケア・ライフ・フエイズ	平成二十六年二月十五日

介護保険事業所番号 〇四七三二〇〇九二二	事業所の名称及び所在地 介護用品レンタルショップ Sheep 遠田郡涌谷町蔵人沖名三百十五番地	事業者の名称又は氏名 心結株式会社	指定年月日 平成二十六年一月十五日
-------------------------	--	----------------------	----------------------

〇宮城県告示第二百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七一五〇二一八七	事業所の名称及び所在地 ゆうびんケアプランセンター 大崎市岩出山浦小路百四番地三	事業者の名称 株式会社拓殖	指定年月日 平成二十六年一月十五日
〇四七〇二〇二五三二	居宅介護支援事業所「湊」 石巻市大門町四丁目四番三十八号	有限会社さくらグリーン	平成二十六年二月一日

〇宮城県告示第二百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七三二〇二二二七	ケアステーションかすみ草 柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	株式会社かすみ草	平成二十六年 一月一日
〇四七〇二〇二五二四	訪問介護事業所「湊」 石巻市大門町四丁目四番三十八号	有限会社さくらグリーン	平成二十六年 二月一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四六〇二九〇一五八	仁明会訪問看護ステーションみなと 石巻市伊原津二丁目一番二号	医療法人社団仁明会	平成二十六年 二月一日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二四〇〇六四七	さくらデイサービス 巨理郡山元町高瀬字合戦原五十四番地二	医療法人社団松村クリニク	平成二十六年 一月一日
〇四七二八〇〇七二二	希望館デイサービスポコ・ア・ポコ 加美郡色麻町四竈字瀧百十八番地二	希望館ポコ・ア・ポコ有限公司	平成二十六年 一月一日
〇四七三六〇〇四六八	南三陸町デイサービスセン ターとくら 本吉郡南三陸町戸倉字坂本百十八番地一	社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会	平成二十六年 一月十五日
〇四七〇二〇二五四〇	しらゆりデイサービスセン ター 石巻市渡波字黄金浜百五十九番地十	合同会社レスポワール	平成二十六年 二月一日
〇四七〇七〇〇九六四	ユースポ館腰デイサービス 名取市植松字錦田四十四番 地の一	株式会社ユースポータル イフ	平成二十六年 二月一日
〇四七〇二〇二五五七	あおぞらデイサービスセン	特定非営利活動法人あお	平成二十六年

四 介護予防特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七三二〇〇九二三	介護用品レンタルショップ Sheep 遠田郡涌谷町蔵人沖名三百十五番地	心結株式会社	平成二十六年 一月十五日

〇宮城県告示第二百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十六年三月二十五日

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二四〇〇〇四三	特定非営利活動法人住民互助福祉団体ささえ愛山元 巨理郡山元町真庭字名生東百十九番地一	特定非営利活動法人住民互助福祉団体ささえ愛山元	平成二十六年 二月二十八日

〇宮城県告示第二百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七〇九〇〇六三〇	ここみケアプランセンター 城南 多賀城市城南二丁目十五番 十七号	株式会社ここみケア	平成二十六年 一月一日

○宮城県告示第二百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十六年三月二十五日

一 介護予防訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七二四〇〇〇四三	特定非営利活動法人住民互助福祉団体ささえ愛山元 巨理郡山元町真庭字名生東百十九	特定非営利活動法人住民互助福祉団体ささえ愛山元	平成二十六年二月二十八日

○宮城県告示第二百四十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五條の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。  
平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定二号漁業者数
南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区）	小型定置漁業	平成二十六年三月十四日	本吉郡南三陸町歌津字港九十一 鎌田 富喜 本吉郡南三陸町歌津字港八十五 阿部 泰嗣	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第六條に規定する漁業	五人

○宮城県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九條の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。  
平成二十六年三月二十五日

一 処分を行った地区の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東和地区二良根分区

二 処分の年月日  
平成二十六年三月十四日  
○宮城県告示第二百五十号  
森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十六年三月二十五日

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 解除予定保安林の所在場所  
仙台市若林区井土字須賀三の二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

3 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

二 1 解除予定保安林の所在場所  
仙台市若林区井土字須賀三の二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
公衆の保健

3 解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百五十一号  
森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十六年三月二十五日

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 解除予定保安林の所在場所  
仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第二 一三二の一・一三二の一六・一三二の一八・岡田

2 保安林として指定された目的  
字砂原の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

飛砂の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二1 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字北官林二九の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

三1 解除予定保安林の所在場所

仙台市宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二 一三二の一・一三二の一六・一三二の一八・岡田

字砂原一の二・若林区荒浜字北官林二九の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙

台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 巨理停車場線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
巨理郡巨理町字新井町八〇番一地从先から 同町字先達前無番地先まで	一六・〇	一六・〇	四四・〇	五八七・〇
			一六・〇	四四・〇
				五八七・〇

○宮城県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙

台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	巨理停車場線	巨理郡巨理町字新井町八〇番一地从先から 同町字先達前無番地先まで	平成二十六年 三月二十五日 午前十一時

○宮城県告示第二百五十五号

海岸法（昭和三十一年法律第一〇一号）第三条第一項の規定により平成二十七年宮城県告示第二百二十

四号で指定した仙台塩釜港塩釜港区海岸海岸通・港町地区海岸の海岸保全区域を、次のとおり変更する。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸海岸通・港町地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点二〇まで順次結んだ線、補助点二〇と基点二を結んだ線及び基点二から基点三二まで順次結んだ線により囲まれた区域

2 基点及び補助点の表示

基点一 塩竈市港町一丁目七四番の南東角の地点(北緯三八度一九分〇四秒、東経一四一度〇二分〇六秒)

- 基点一 補助点二〇から〇五度三六分一六秒二三・七八メートルの地点
- 基点二 基点二から二七五度五〇分一三秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点三 基点三から一八五度三六分一六秒一三・一九メートルの地点
- 基点四 基点四から二四一度二三分五二秒一〇・五・九四メートルの地点
- 基点五 基点五から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点六 基点六から二三四度一五分二二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点七 基点七から二二九度二九分四二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点八 基点八から二二四度四分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点九 基点九から二二〇度〇〇分〇六秒一七・一九メートルの地点
- 基点十 基点十から二一五度一七分五四秒一七・一九メートルの地点
- 基点一一 基点一一から二一〇度三五分四一秒一七・一九メートルの地点
- 基点一二 基点一二から二〇五度五三分二九秒一七・一九メートルの地点
- 基点一三 基点一三から二〇〇度〇〇分三三秒一七・一九メートルの地点
- 基点一四 基点一四から一九五度〇〇分三三秒一七・一九メートルの地点
- 基点一五 基点一五から一九〇度五七分〇九秒一七・一九メートルの地点
- 基点一六 基点一六から一八五度五三分四一秒一七・四四メートルの地点
- 基点一七 基点一七から一八〇度五〇分一二秒一七・四四メートルの地点
- 基点一八 基点一八から一七五度一八分二八秒三三・四・五二メートルの地点
- 基点一九 基点一九から一七〇度二分四五秒四・一〇メートルの地点
- 基点二〇 基点二〇から一六五度二八分五五秒九・三六メートルの地点
- 基点二一 基点二一から一六〇度〇八分二七秒一八・四九メートルの地点
- 基点二二 基点二二から一五五度〇八分二七秒一七・五一メートルの地点

- 基点二三 基点二三から一九一度〇八分二七秒九・三八メートルの地点
- 基点二四 基点二四から一九九度三四分三二秒一〇・二二メートルの地点
- 基点二五 基点二五から七四度〇四分二八秒三五・二八メートルの地点
- 基点二六 基点二六から一六三度五〇分〇九秒六七・〇三メートルの地点
- 基点二七 基点二七から七五度〇〇分〇〇秒二〇・四・五五メートルの地点
- 基点二八 基点二八から九三度二五分〇〇秒九〇・〇〇メートルの地点
- 基点二九 基点二九から九三度二五分〇〇秒二八五・七六メートルの地点
- 基点三〇 基点三〇から九三度二五分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの地点
- 基点三一 基点三一から二二〇度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点
- 基点三二 基点三二から一八〇度〇〇分〇〇秒五〇・〇〇メートルの地点
- 基点三三 基点三三から一四度四七分三八秒一八八・〇九メートルの地点
- 補助点一 基点一から一四度四七分三八秒一八八・〇九メートルの地点
- 補助点二 補助点二から二七六度一九分五五秒三三・八二メートルの地点
- 補助点三 補助点三から二七三度二四分五七秒二八五・一五メートルの地点
- 補助点四 補助点四から二七三度二四分五七秒九〇・〇〇メートルの地点
- 補助点五 補助点五から二五〇度〇五分五九秒一七九・〇二メートルの地点
- 補助点六 補助点六から三四四度一〇分二〇秒五三・九二メートルの地点
- 補助点七 補助点七から六六度四四分〇六秒二八〇・六八メートルの地点
- 補助点八 補助点八から六一度五〇分一二秒一五・三五メートルの地点
- 補助点九 補助点九から四〇度〇五分一七秒一四・九七メートルの地点
- 補助点十 補助点十から二九度二六分一三秒一四・九七メートルの地点
- 補助点一一 補助点一一から二九度二六分一三秒一四・九七メートルの地点
- 補助点一二 補助点一二から二五度四一分三三秒一五・七四メートルの地点
- 補助点一三 補助点一三から三〇度二七分〇三秒一五・七四メートルの地点
- 補助点一四 補助点一四から三五度一二分四二秒一五・七四メートルの地点
- 補助点一五 補助点一五から三九度五八分二一秒一五・七四メートルの地点
- 補助点一六 補助点一六から四四度四四分〇二秒一五・七四メートルの地点
- 補助点一七 補助点一七から四九度二六分四二秒一五・七四メートルの地点
- 補助点一八 補助点一八から五四度一五分二一秒一五・七四メートルの地点
- 補助点一九 補助点一九から五九度〇一分〇二秒一五・七四メートルの地点
- 補助点二〇 補助点二〇から六一度二三分五二秒一六・五三メートルの地点

○宮城県告示第二百五十六号



海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、平成二十六年宮城県告示第二  
百五十五号で指定した仙台塩釜港塩釜港区海岸海岸通・港町地区海岸のうち、仙台塩釜港港湾管理者の  
長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸海岸通・港町地区海岸

二 区域

1 区域の表示

基点一と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点二〇まで順次結んだ線、補助点二〇と基点  
二を結んだ線及び基点二から基点三二まで順次結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法（昭  
和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域及び同法第三十七条第一項に規  
定する港湾隣接地域を除いた区域

2 基点及び補助点の表示

基点一 塩竈市港町一丁目七四番の南東角の地点（北緯三八度一九分〇四秒、東経一四一度〇  
二分〇六秒）

- 基点一 補助点二〇から〇五度三六分一六秒二三・七八メートルの地点
- 基点二 基点二から二七五度五〇分二三秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点三 基点三から一八五度三六分一六秒一三・一九メートルの地点
- 基点四 基点四から二四一度二三分五二秒一〇・五・九四メートルの地点
- 基点五 基点五から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点六 基点六から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点七 基点七から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点八 基点八から二二四度四四分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点九 基点九から二二四度四四分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点十 基点十から二二〇度〇〇分〇六秒一七・一九メートルの地点
- 基点一一 基点一一から二一五度一七分五四秒一七・一九メートルの地点
- 基点一二 基点一二から二一〇度三五分四一秒一七・一九メートルの地点
- 基点一三 基点一三から二〇五度五三分二九秒一七・一九メートルの地点
- 基点一四 基点一四から二〇九度〇〇分三八秒一一・五四メートルの地点
- 基点一五 基点一五から二一九度五七分〇九秒一一・五四メートルの地点
- 基点一六 基点一六から二三〇度五三分四一秒一一・五四メートルの地点

- 基点一七 基点一六から二四一度五〇分一二秒一一・五四メートルの地点
- 基点一八 基点一七から二四七度一八分二八秒三二四・五二メートルの地点
- 基点一九 基点一八から一六二度〇二分四五秒四・一〇メートルの地点
- 基点二〇 基点一九から二三三度二八分五五秒九・三六メートルの地点
- 基点二一 基点二〇から一九一度〇八分二七秒一八・四九メートルの地点
- 基点二二 基点二一から一九一度〇八分二七秒一七・五一メートルの地点
- 基点二三 基点二二から一九一度〇八分二七秒九・三八メートルの地点
- 基点二四 基点二三から一九九度三四分三三秒一〇・二二メートルの地点
- 基点二五 基点二四から七四度〇四分二八秒三五・二八メートルの地点
- 基点二六 基点二五から一六三度五〇分〇九秒六七・〇三メートルの地点
- 基点二七 基点二六から七五度〇〇分〇〇秒二〇・四・五五メートルの地点
- 基点二八 基点二七から九三度二五分〇〇秒九〇・〇〇メートルの地点
- 基点二九 基点二八から九三度二五分〇〇秒二八五・七六メートルの地点
- 基点三〇 基点二九から九三度二五分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの地点
- 基点三一 基点三〇から二二〇度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点
- 基点三二 基点三一から一八〇度〇〇分〇〇秒五〇・〇〇メートルの地点
- 補助点一 基点一から一四度四七分三八秒一八八・〇九メートルの地点
- 補助点二 補助点一から二七六度一九分五六秒三四六・八一メートルの地点
- 補助点三 補助点二から二七三度二四分五七秒二八五・一五メートルの地点
- 補助点四 補助点三から二七三度二四分五七秒九〇・〇〇メートルの地点
- 補助点五 補助点四から二五〇度〇五分五九秒一七九・〇二メートルの地点
- 補助点六 補助点五から三四四度一〇分二〇秒五三・九二メートルの地点
- 補助点七 補助点六から六六度四四分〇六秒二八〇・六八メートルの地点
- 補助点八 補助点七から六一度五〇分一二秒一五・三五メートルの地点
- 補助点九 補助点八から五〇度二一分〇四秒一五・三五メートルの地点
- 補助点十 補助点九から四〇度〇五分一七秒一四・九七メートルの地点
- 補助点一一 補助点十から二九度二六分一三秒一四・九七メートルの地点
- 補助点一二 補助点一一から二五度四一分二三秒一五・七四メートルの地点
- 補助点一三 補助点一二から三〇度二七秒〇三秒一五・七四メートルの地点
- 補助点一四 補助点一三から三五度一二分四二秒一五・七四メートルの地点
- 補助点一五 補助点一四から三九度五八分二二秒一五・七四メートルの地点

<p>補助点一六 補助点一五から四四度四四分〇二秒一五・七四メートルの地点                  補助点一七 補助点一六から四九度二六分四二秒一五・七四メートルの地点                  補助点一八 補助点一七から五四度一五分二二秒一五・七四メートルの地点                  補助点一九 補助点一八から五九度〇一分〇二秒一五・七四メートルの地点                  補助点二〇 補助点一九から六一度二三分五二秒一六・五三メートルの地点</p> <p>○宮城県告示第二百五十七号                  都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。                  平成二十六年三月二十五日</p> <p>一 都市計画事業の種類及び名称                  1 種類                  仙塩広域都市計画道路事業                  2 名称                  三・一・百三十一号八幡築港線</p> <p>二 施行者の名称                  宮城県</p> <p>三 事務所の所在地                  仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>四 事業地                  1 取用の部分                  宮城県塩竈市牛生町、舟入一丁目、舟入二丁目、中の島及び港町二丁目地内                  2 使用の部分                  宮城県塩竈市中の島地先</p> <p>○宮城県告示第二百五十八号                  土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。                  平成二十六年三月二十五日</p> <p>一 組合の名称                  石巻市南境土地区画整理組合</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>二 事務所の所在地                  石巻市南境字鶴巻三十三番地一</p> <p>三 設立認可の年月日                  平成九年十二月十五日</p> <p>四 変更認可の年月日                  平成二十六年三月十四日</p> <p>○宮城県告示第二百五十九号                  土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。                  平成二十六年三月二十五日</p> <p>一 土地区画整理事業の名称                  石巻広域都市計画事業女川町陸上競技場跡地被災市街地復興土地区画整理事業</p> <p>二 施行者の名称                  女川町</p> <p>三 事務所の所在地                  女川町</p> <p>四 換地処分の年月日                  平成二十六年三月十二日</p> <p>○宮城県告示第二百六十号                  都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、市街地再開発組合の設立について、次のとおり認可した。                  平成二十六年三月二十五日</p> <p>一 組合の名称                  中央一丁目十四・十五番地区市街地再開発組合</p> <p>二 事業施行期間                  平成二十六年三月二十五日から平成二十七年九月三十日まで</p> <p>三 施行地区                  石巻市中央一丁目十二番一の一部、十二番三、十二番四、十二番五、十二番六、十三番一の一部、十三番二、十三番三、十三番四、十三番五、十三番六の一部、十三番七の一部、十五番一の一部、</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
--	---



十六番の一部、十六番一の一部、十七番二の一部、十八番一、十八番二の一部、十八番三の一部、十八番四、十八番五の一部、十八番六の一部、十八番八の一部、二十三番一、二十三番三の一部、二十三番四及び二十三番五

四 事務所の所在地

石巻市中央一丁目十四番十号

五 設立認可の年月日

平成二十六年三月十八日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年の三月三十一日まで。ただし、最初の事業年度は、平成二十六年三月十八日から同年三月三十一日まで

七 公告の方法

組合事務所の掲示場に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載して行い。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十六年四月二十三日

○宮城県告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

多賀城市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

五・五・四五一号 中央公園

三 事業施行期間

「平成五年十一月九日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成五年十一月九日から平成十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし。  
使用の部分  
変更なし。

○宮城県告示第二百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

多賀城市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

変更なし

2 名称

変更なし

三 事業施行期間

昭和四十八年三月三十日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和四十八年宮城県告示第三百三十八号、昭和五十二年宮城県告示第七百二十七号、昭和五十七年宮城県告示第九百七十八号、昭和六十年宮城県告示第十二百二二二号、昭和六十一年宮城県告示第十二百二十四号、平成三年宮城県告示第四百三十八号、平成三年宮城県告示第八百九十七号、平成七年宮城県告示第九百九十六号、平成八年宮城県告示第三百八十二号、平成九年宮城県告示第九百九十五号、平成十三年宮城県告示第三百五十六号、平成十五年宮城県告示第四百二十二号及び平成二十年宮城県告示第二百九十八号の事業地のうち多賀城市栄四丁目の一部を削る。

2 使用の部分

○宮城県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、志田郡桑折江土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年三月二十五日

退任した者

平成二十六年二月二十八日	氏名	住 所	役職名
	佐々木 眞一	大崎市松山須摩屋字六軒屋敷道下七十六番地	理事

宮城県北部地方振興事務所  
所長 宮 崎 博 之

○宮城県告示第二百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、美里東部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十六年三月二十五日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

一 就任した者

平成二十六年三月十日	氏名	住 所	役職名
	阿部 定	遠田郡美里町二郷字佐野八号十二番地二	理事
	尾形 正幸	遠田郡美里町二郷字後袋二号四十番地二	理事
	鈴木 龍一	遠田郡美里町木間塚字押切西八番地三	理事
	中塩 栄一	石巻市北村字蛇ヶ沢二番地七	理事
	扇 玄	遠田郡美里町字化粧坂十三番地	理事
	直枝 光男	遠田郡美里町南小牛田字江の内六十番地	理事
	浅野目 新悦	大崎市鹿島台木間塚字大谷地百二十六番地二	理事
	繁泉 勝弘	遠田郡美里町大柳字宮前四番地	理事
	齋藤 昌徳	遠田郡美里町青生字松ヶ崎七十九番地	理事
	千葉 正二	東松島市大塩字餅田十三番地	理事

二 退任した者

平成二十六年三月十日	氏名	住 所	役職名
	佐野 善昭	遠田郡涌谷町字砂田前四十八番地	理事
	千葉 令一	遠田郡美里町北浦字中組八十五番地	理事
	青砥 久	遠田郡美里町練牛字三十三号三十七番地	理事
	後藤 充弘	大崎市鹿島台木間塚字竹谷二十四番地	理事
	須田 正明	遠田郡美里町二郷字千代窪二号十七番地二	監事
	畑 中 秀	大崎市鹿島台平渡字西銭神三十二番地	監事
	庄子 賢一	遠田郡美里町青生字松ヶ崎五十一番地	監事

平成二十六年三月九日	氏名	住 所	役職名
	阿部 定	遠田郡美里町二郷字佐野八号十二番地二	理事
	今野 博史	遠田郡美里町牛飼字清水江百七番地	理事
	尾形 正幸	遠田郡美里町二郷字後袋二号四十番地二	理事
	佐野 善昭	遠田郡涌谷町字砂田前四十八番地	理事
	柴垣 信	遠田郡美里町福ヶ袋字岡二番地	理事
	扇 玄	遠田郡美里町字化粧坂十三番地	理事
	鈴木 龍一	遠田郡美里町木間塚字押切西八番地三	理事
	齋藤 昌徳	遠田郡美里町青生字松ヶ崎七十九番地	理事
	公平 和始	大崎市鹿島台木間塚字竹谷六十三番地	理事
	浅野目 新悦	大崎市鹿島台木間塚字大谷地百二十六番地二	理事
	千葉 正二	東松島市大塩字餅田十三番地	理事

公 告

平成二十六年三月九日	中 塩 栄 一	石巻市北村字蛇ヶ沢二番地七	理 事
平成二十六年三月九日	繁 泉 勝 弘	遠田郡美里町大柳字宮前四番地	理 事
平成二十六年三月九日	直 枝 光 男	遠田郡美里町南小牛田字江の内六十番地	理 事
平成二十六年三月九日	須 田 正 明	遠田郡美里町二郷字千代窪二一七番地二	監 事
平成二十六年三月九日	畑 中 秀	大崎市鹿島台平渡字西銭神三十二番地	監 事
平成二十六年三月九日	庄 子 賢 一	遠田郡美里町青生字松ヶ崎五十一番地	監 事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年三月二十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市三色吉字竹倉部百七番七、百七番八、百七番九、百七番十、百七番十一、百八番四、百九番及び百十三番並びに百八番一の一部

岩沼市竹の里一丁目二十六番地の一

有限会社カネモト不動産

○次の政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札及び落札者の決定の公告を取り消すので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 取消しに係る建設工事の工事番号及び名称  
平成二十五年年度県債三一一地震災一四五七〇〇三号
- 五 間堀川河川災害復旧工事（その三）
- 二 入札の公告を行った日  
平成二十五年十二月十三日

三 落札者の決定の公告を行った日

平成二十六年三月四日

四 取り消す理由

事務処理に錯誤があったため。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 平成二十六年年度県債三一一地震災六一〇九一A〇一号

2 工事名 八幡川外河川災害復旧工事

3 施工場所 二級河川八幡川水系八幡川外 本吉郡南三陸町志津川字汐見町地内外

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十九年三月二十四日まで

5 工事概要 復旧延長 二、〇五〇・〇メートル

【八幡川】

復旧延長 三七〇・〇メートル

築堤盛土工 七八、七九〇立方メートル

コンクリートブロック工（二トン型） 一六、九四〇平方メートル

【水尻川】

復旧延長 一、六八〇・〇メートル

築堤盛土工 三一、二七〇立方メートル

コンクリートブロック工（二トン型） 一九、三六二平方メートル

6 予定価格 三、二六八、六八七、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）である

こと。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

<p>(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(二)の資格を満たす二者の組合せであること。</p> <p>(三) 結成は、自主結成であること。</p> <p>(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。</p> <p>(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。</p> <p>2 共同企業体の構成員の資格</p> <p>(一) 共同企業体におけるすべての構成員</p> <p>(1) 平成二十六年宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格(以下「特定調達参加資格」という。)を有すること。</p> <p>(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(3) 開札日において、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。</p> <p>(4) 開札日において、銀行取引停止となつた者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。</p> <p>(5) 開札日において、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。</p> <p>なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。</p> <p>(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。</p> <p>ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</p>	<p>である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p> <p>イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。</p> <p>カ 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となつていないこと。</p> <p>(7) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。</p> <p>(8) 共同企業体における代表者</p> <p>(二) 共同企業体における代表者</p> <p>(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。</p> <p>(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。</p> <p>(三) 共同企業体における代表者以外の構成員</p> <p>(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。</p> <p>(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの工事現場に専任で配置できること。</p> <p>三 入札手続等</p> <p>1 担当課及び担当者</p>
---	---

千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 水戸 正勝 ○二二―二二―一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十六年三月二十五日(火)から平成二十六年四月四日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年三月二十五日(火)から平成二十六年五月十四日(水)まで(休日等及び平成二十六年四月二十九日から平成二十六年五月五日までを除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十六年五月十五日(木)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年五月十六日(金) 午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十六年三月二十五日(火)から平成二十六年四月四日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によつ



ては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。  
2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 5 特定調達参加資格を得ていない者も四により申請書を提出することができるが、入札書を提出するためには、開札日までに当該資格の承認を受け、かつ、四に定める入札参加資格の承認を受けていなければならない。
- 6 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型・実施要領）、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。

7 詳細は入札説明書による。  
十二 概要

Summary

- 1 Service Required : Restoration work for Hachinangawa River and 1 other river
- 2 Deadline for Bid Application : April 4, 2014, 5 : 00 p.m .
- 3 Deadline for Bids : May 15, 2014, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Information : Masakatsu Mito, Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-3336

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

- 1 工事番号 平成二十六年度県債三二一地震災六一一-A〇一号
  - 2 工事名 折立川河川外災害復旧工事
  - 3 施工場所 二級河川折立川水系折立川外 本吉郡南三陸町戸倉字折立地内外
  - 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十九年三月二十四日まで
  - 5 工事概要 復旧延長 二、〇七八.三メートル  
築堤盛土工 一七八.七三〇立方メートル  
コンクリートブロック工（二トン型） 五八、〇六九平方メートル  
樋管工 七基  
橋梁工 下部工  
逆丁式橋台 二基  
橋脚 一基  
場所打杭（φ二二〇） 五五本
  - 6 予定価格 四、八一三、二九七、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）
  - 7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）
  - 8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項



1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

- (一) 構成員の数は、三者であること。
- (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。
- (三) 結成は、自主結成であること。
- (四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
- (五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

- (一) 共同企業体におけるすべての構成員
  - (1) 平成二十六年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。
  - (2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - (3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
  - (4) 開札日において、銀行取引停止となつた者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
  - (5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。  
 なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。
  - (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並び

に支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となつていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 水戸 正勝 ○二二―二二―一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間

平成二十六年三月二十五日(火) から平成二十六年四月四日(金) まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。

ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年三月二十五日(火) から平成二十六年五月十四日(水) まで(休日等及び平成二十六年四月二十九日から平成二十六年五月五日までを除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター(宮城県庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十六年五月十五日(木) 午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。

なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年五月十六日(金) 午前十時二十分  
(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十六年三月二十五日(火) から平成二十六年四月四日(金) まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるい

八 落札者の決定方法  
ずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法  
入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金  
契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結  
1 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。  
十一 その他  
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要  
4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 特定調達参加資格を得ていない者も四により申請書を提出することができるが、入札書を提出するためには、開札日までに当該資格の承認を受け、かつ、四に定める入札参加資格の承認を受けていなければならない。

6 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。  
7 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

- 1 Service Required : Restoration work for Oriategawa River and 1 other river
- 2 Deadline for Bid Application : April 4, 2014, 5 : 00 pm.
- 3 Deadline for Bids : May 15, 2014, 5 : 00 pm.
- 4 Contract Information : Masakatsu Mito, Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-3336

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十六年三月二十五日

一 入札に付する工事 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 工事番号 平成二十六年度県債三一一地震災六二二一A〇一〇号
- 2 工事名 最知地区海岸外災害復旧工事
- 3 施工場所 気仙沼海岸最知地区海岸外 気仙沼市最知森合地先外
- 4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十九年三月二十四日まで
- 5 工事概要 復旧延長 一、三七二.一メートル  
混成堤工（七.二メートル） 一、三七二.一メートル  
コンクリート 四四、七九〇立方メートル  
盛土 六四、五一〇立方メートル  
捨石（五〇〜二〇〇キログラム/個） 四三、八七五立方メートル  
法面被覆 一三、八七九平方メートル  
地盤改良工（スラリー攪拌） 九一二本  
階段工 七箇所  
植管工（φ六〇〇） 二箇所

植管工（φ六〇〇） 二箇所

- 6 予定価格 五、二〇二、〇七〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用））
- 8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は3に掲げる要件を満たす者（単独企業）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 平成二十六年宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本入札には、共同企業体の構成員又は単独企業として、重複して参加することができない。経営建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができず。

(8) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。



(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの工事現場に専任で配置できること。

3 単独企業の資格

(一) 特定調達参加資格を有すること。

(二) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(三) 開札日において、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(四) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(五) 開札日において、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(六) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本人札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(1) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、

又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(2) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(七) 本人札には、共同企業体の構成員として、重複して参加することができない。

(八) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(九) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(十) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当者

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県行政庁舎二階)  
宮城県出納局契約課工事契約班 水戸 正勝 ○二二一二一一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同じ  
(二) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付期間及び時間  
平成二十六年三月二十五日(火)から平成二十六年四月四日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年三月二十五日(火)から平成二十六年五月十四日(水)まで(休日等及び平成二十六年四月二十九日から平成二十六年五月五日までを除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十六年五月十五日(木)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年五月十六日(金)午前十時四十分

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十六年三月二十五日(火)から平成二十六年四月四日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の



議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 特定調達参加資格を得ていない者も四により申請書を提出することができるが、入札書を提出するためには、開札日までに当該資格の承認を受け、かつ、四に定める入札参加資格の承認を受けていなければならない。

6 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。

7 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Service Required : Restoration work for Saichi coast

2 Deadline for Bid Application : April 4, 2014, 5 : 00 p.m .

3 Deadline for Bids : May 15, 2014, 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Masakatsu Mito, Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-3336

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した「地方機関の出納事務のあり方について」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。

平成26年 3月25日

宮城県監査委員	安 部 孝
宮城県監査委員	ゆ き み ゆ き
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

雑 報

○石巻市蛇田中央土地地区画整理組合理事長から、公報登載の依頼があった。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業石巻市蛇田中央土地地区画整理事業に係る天野新吉に対する土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分については、書類を送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、その内容を次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十五日

石巻広域都市計画事業石巻市蛇田中央土地地区画整理事業

施行者 石巻市蛇田中央土地地区画整理組合

理事長 庄 司 健 一

一 通知の日付及び番号 平成二十六年二月二十一日 石巻中土区発第百一十四号

二 通知の内容

石巻広域都市計画事業石巻市蛇田中央土地地区画整理事業の換地計画において定められた次の事項のとおり換地処分をする。

1 所有者の住所及び氏名

住 所 不詳

氏 名 天野 新吉

2 従前の土地

(一) 所在地 石巻市蛇田字大塚四十五番

(二) 地 目 田

(三) 地 積 三十平方メートル

(四) 所有権以外の権利又は処分の制限で既登記のもの なし

(五) 権利価額 二十六万九千九百五十八円

3 換地処分後の土地

(一) 街区番号 四十二街区

(二) 所在地 石巻市恵み野四丁目五番十四

(三) 地 目 宅地

(四) 地 積 十三・四五平方メートル

(五) 所有権以外の権利又は処分の制限で既登記のもの なし

(六) 権利価額 二十六万九千九百五十八円

4 清算金、仮清算金及び清算金精算額

各〇円

5 換地図 別紙のとおり

三 教示

1 この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に宮城県知事に対して審査請求することができます。

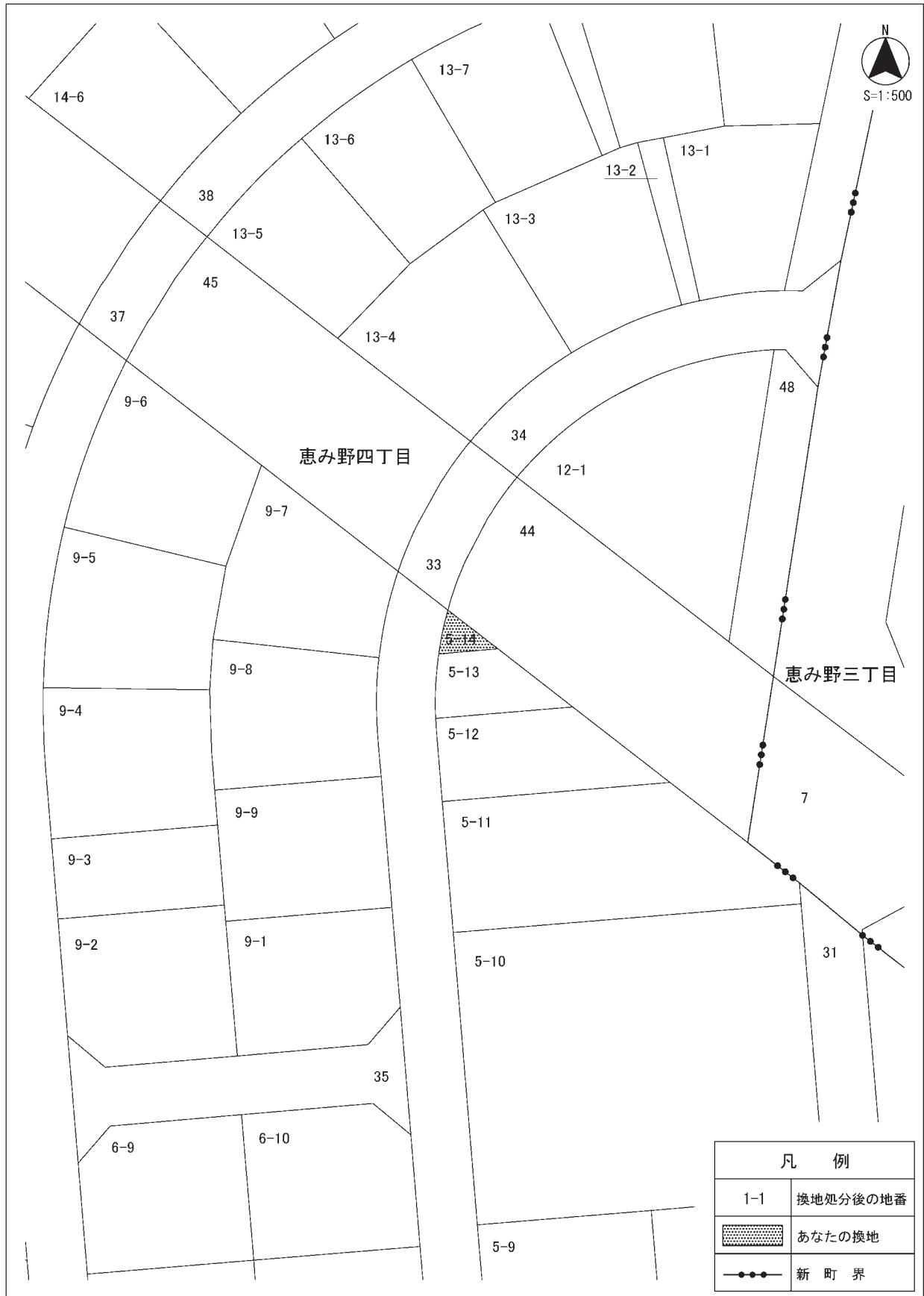
2 この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して六箇月以内に石巻市蛇田中央土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 右記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に石巻市蛇田中央土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

### 換 地 位 置 図



# 換 地 図



○石巻市蛇田中央土地区画整理組合理事長から、公報登載の依頼があった。

平成二十六年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業石巻市蛇田中央土地区画整理事業に係る蛇田村外一ヶ村耕地整理組合に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分のお知らせは、書類を送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、その内容を次のとおり公告する。

平成二十六年三月二十五日

石巻広域都市計画事業石巻市蛇田中央土地区画整理事業

施行者 石巻市蛇田中央土地区画整理組合

理事長 庄 司 健 一

一 通知の日付及び番号 平成二十六年二月二十一日 石巻中土区発第百一二百六十八号

二 通知の内容

石巻広域都市計画事業石巻市蛇田中央土地区画整理事業の換地計画において定められた次の事項のとおり換地処分をする。

1 所有者の住所及び氏名

住所 不詳

氏名 蛇田村外一ヶ村耕地整理組合

2 従前の土地

イ(一) 所在地 石巻市蛇田字新金沼五百四十三番

(二) 地目 雑種地

(三) 地積 七・六七平方メートル

(四) 所有権以外の権利又は処分の制限で既登記のもの なし

(五) 権利価額 十四万八千七百二十円

ロ(一) 所在地 石巻市蛇田字新金沼五百四十四番

(二) 地目 雑種地

(三) 地積 二十二平方メートル

(四) 所有権以外の権利又は処分の制限で既登記のもの なし

(五) 権利価額 三万七千三百三十六円

3 換地処分後の土地

(一) 街区番号 七街区

(二) 所在地 石巻市恵み野一丁目三番十

(三) 地目 雑種地

(四) 地積 七・六七平方メートル

(五) 所有権以外の権利又は処分の制限で既登記のもの なし

(六) 権利価額 十八万六千五百六十四円

4 清算金、仮清算金及び清算金精算額

各〇円

5 換地図 別紙のとおり

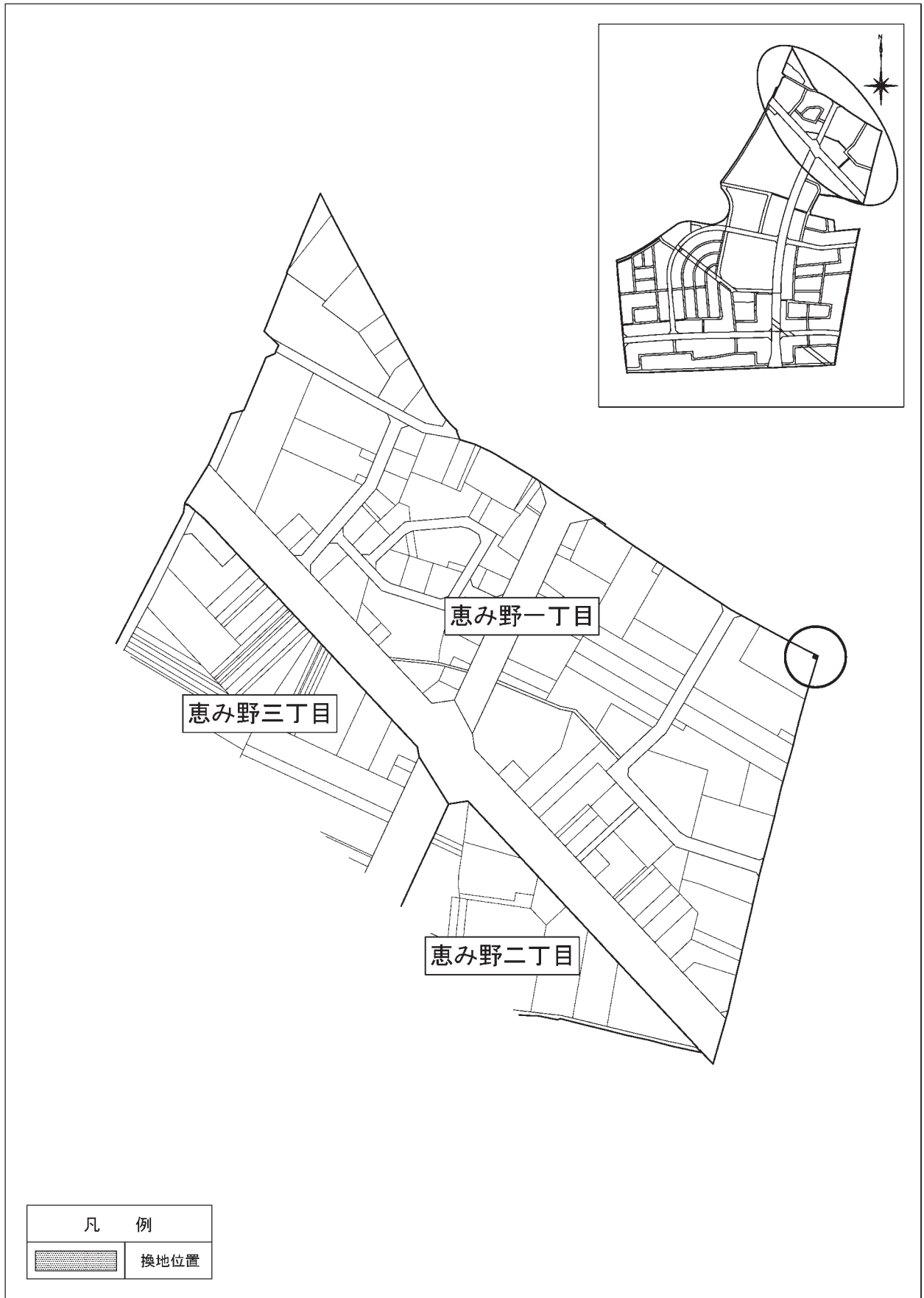
三 教示


1 この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に宮城県知事に対して審査請求することができます。

2 この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して六箇月以内に石巻市蛇田中央土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 右記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に石巻市蛇田中央土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

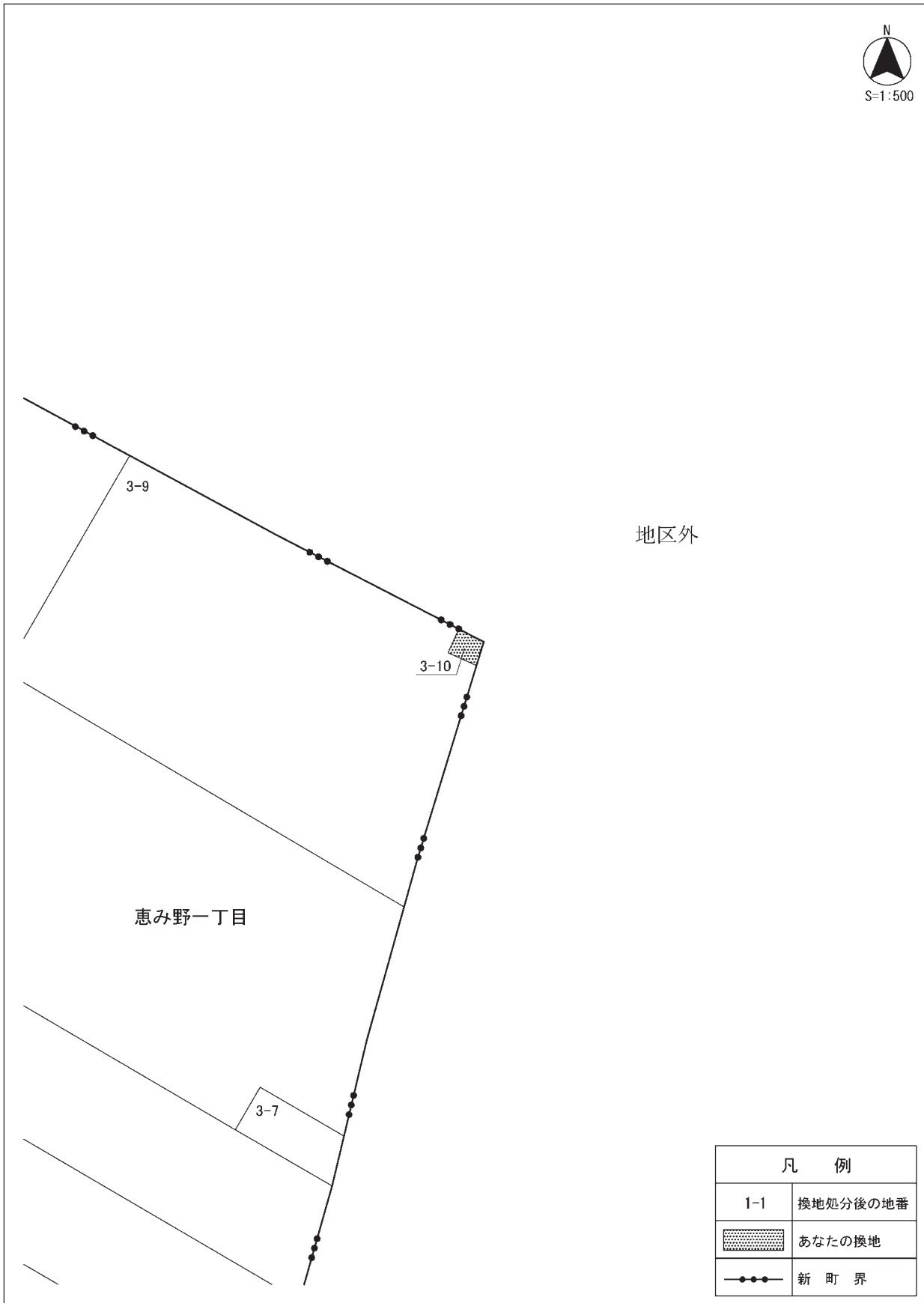
### 換 地 位 置 図



凡 例	
	換地位置



# 換 地 図



凡 例	
1-1	換地処分後の地番
	あなたの換地
	新 町 界

正 誤

○宮城県公報平成二六年号外第六号（平成二十六年三月十三日付け）中

ページ	段	行	正	誤
三	上	二三	給料の月額	号俸の月額
三	上	二七	職員勤務時間条第二項又は学校職員勤務時間条第三項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条第二項又は学校職員勤務時間条第三項の規定により定められたその者の	職員勤務時間条第二項又は学校職員勤務時間条第三項又は学校職員勤務時間条第三項の規定により定められたその者の
三	下	二二	給料月額	給料の月額
三	下	二三	給料月額	給料の月額
三	下	一七	給料月額	給料の月額
五	下	二五	在勤	勤務